別記様式第１号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

関市長　様

 申請者　所在地

 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　 　 　㊞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 |  |

企業立地奨励措置指定申請書

　関市企業立地促進条例第６条の規定に基づき指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

　なお、奨励措置の指定、奨励金の交付決定等に必要な市税、水道料金、住所等の要件を課税台帳、収入台帳、住民基本台帳等により確認されることを承諾します。

１　事業所の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資本金(出資金) | 千円 | 従業員数 | 　　　 人 | 区分 | 中小企業・中小企業以外 |
| 業種 | 製造業　・　その他（　　　　　　　　　　） |
| 事業概要 |  |

２　工場等設置の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 設置の区分 | 新設　・　増設　・　移設 |
| 所在地 | 　関市 |
| 投下固定資産総額 | 土　　地　　　　　　　　　　　㎡　　　　　　　　　　　　　　円家　　屋　　　　　　　　　　　㎡　　　　　　　　　　　　　　円償却資産　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円合　　計 　　　　　　　円 |
| 操業開始日 |  年　　　　月　　　　日 |
| 従業員数 | 人（うち市内居住の新規採用者　　　　人） |

３　投下固定資産の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 所在地・種別等 | 面積又は数量(㎡) | 取得年月日 | 取得価額(円) |
| 土 地 |  |  |  |  |
| 家 屋 |  |  |  |  |
| 償却資産 |  |  |  |  |

４　施設計画の概要

(1) 上水・工業用水（㎥／日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生活用水 | 工　業　用　水 | 合　　計 | 備　　　考 |
| 補給水 | 回収水 | 主要用途 |
|  |  |  |  |  |  |

(2) 排水（㎥／日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　工　場　系　排　水 | 生活系排水（その他の排水） | 合　　　　計 |
| 有機物汚濁排水 | 金属含有排水 | 油分含有排水 | 他の有害物含有排水 |
|  |  |  |  |  |  |

(3) 電力・電話

|  |  |
| --- | --- |
| 契約電力 | 電　　　　　　話 |
| 普通電話 | テレックス | ファクシミリ | 使用開始月 |
| kw |  台 |  台 |  台 | 　　　　　月 |

５　環境保全対策の概要

(1) 公害防止施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 処理施設 | 処理対策の内容及び効果 | 事業費(千円) |
| 騒 音 |  |  |  |
| 振 動 |  |  |  |
| 臭 気 |  |  |  |
| 粉 塵 |  |  |  |
| 大 気 |  |  |  |
| 排 水 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |

(2) 産業廃棄物の処理対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　　称 | 排出量(t／日) | 処　理　方　法 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　既存工場等の概要（増設・移設の場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 固定資産の面積及び評価額 |  |
| 操業開始日 |  |
| 従業員数 | 　　　　　　人 |

７ 新たに常時雇用した市内居住の従業員名簿（雇用促進奨励金の交付指定を受けるときに記入）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※社会保険未加入のパートは除く。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　所 | 住民基本台帳に　　　　　記載された日 | 性別 | 年齢 | 採用年月日 | 採用区分 |
| 正社員 | パート |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

８　関係書類

(1) 法人登記事項証明書

(2) 定款又は規約

(3) 土地の登記事項証明書及び位置図

(4) 建物の登記事項証明書、配置図及び平面図

(5) 投下固定資産の購入契約書及び領収書の写し

(6) 工場生産設備の配置図及び生産工程図

(7) 企業の概要書又はパンフレット

(8) 営業報告書又は決算書（直近の１期分）

(9) 新たに常時雇用した市内居住の従業員が社会保険に加入していることを証明する書類（被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書など）※雇用促進奨励金の交付指定を受けるときのみ

(10) その他参考資料

**覚　　　　　書**

関市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、環境保全について次のとおり覚書を交わし、甲乙それぞれ１通を保有するものとする。

１　環境保全

　　乙は、関市環境保全条例に基づき、その事業活動において発生する環境への負荷について、乙自身が重大な社会的責務を有することを強く自覚し、積極的に環境保全に努めるものとする。

２　公害防止

　　乙は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等による公害を防止するため、関係法令を遵守するものとする。

３　事故時の措置

　　乙は、公害が発生したとき、又は公害の発生のおそれが生じたときは、直ちに甲に通報するとともに速やかにその防止策を講じ、甲にその状況を報告しなければならない。

４　立入調査

　　甲は、必要に応じて乙に対し報告を求め、又は甲の関係職員に乙の施設内に立ち入り調査をさせることができるものとする。

５　環境整備

　　乙は、敷地内の緑化等環境整備を進んで行うとともに、地域の環境保全活動に積極的に協力するものとする。

６　その他

　　この覚書に定めのないものについて定める必要が生じたとき、この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの覚書の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、そのつど、甲及び乙が協議して定めるものとする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**覚　　　　　書**

関市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、環境保全について次のとおり覚書を交わし、甲乙それぞれ１通を保有するものとする。

１　環境保全

　　乙は、関市環境保全条例に基づき、その事業活動において発生する環境への負荷について、乙自身が重大な社会的責務を有することを強く自覚し、積極的に環境保全に努めるものとする。

２　公害防止

　　乙は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等による公害を防止するため、関係法令を遵守するものとする。

３　事故時の措置

　　乙は、公害が発生したとき、又は公害の発生のおそれが生じたときは、直ちに甲に通報するとともに速やかにその防止策を講じ、甲にその状況を報告しなければならない。

４　立入調査

　　甲は、必要に応じて乙に対し報告を求め、又は甲の関係職員に乙の施設内に立ち入り調査をさせることができるものとする。

５　環境整備

　　乙は、敷地内の緑化等環境整備を進んで行うとともに、地域の環境保全活動に積極的に協力するものとする。

６　その他

　　この覚書に定めのないものについて定める必要が生じたとき、この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの覚書の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、そのつど、甲及び乙が協議して定めるものとする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞